

# 中小企業ちば 2002 4月号

2002. APRIL No.440



春の三島湖 (君津市)

## ◎主な内容

- 中央会行事 「組合役職員等講習会」開催！他 …… 1
- 組合のページ 全国の組合紹介 …… 6
- 特集 ペイオフの概要 …… 3
- 業界・景況 情報連絡員報告から  
〔2月 県内の中小企業動向〕 …… 7
- 施策 中小企業退職金共済制度の  
改正について …… 4
- お知らせ 企業未来！チャレンジ21他 …… 8
- 中央会レポート 平成13年度に設立された  
組合一覧 …… 5

～その違反 小さな瞳が  
見つめてる～  
春の全国交通安全運動



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

E-mail: [web-master@chuokai-chiba.or.jp](mailto:web-master@chuokai-chiba.or.jp)

# 「組合役職員等講習会」開催!

本会は、三月七日(木)、八日(金)の両日、鴨川市の鴨川グランドホテルにおいて、「組合役職員等講習会」を開催した。

本講習会は、組合の組織強化と事業の一層の発展を図り、協同の力によって直面する課題に積極的に取り組まれる際の端緒として頂くため、例年多くの会員組合役員等(今年度は百二十一名)の参加により開催しているもので、一日目は、①「IT革命を企業経営



にどう活かすか—あらたなビジネス展開を考える—」グローバルク

副社長 平野尚也氏 ②「わが社の経営理念」研究開発と多角化戦略—」春川鉄工(株)代表取締役 川紀雄氏 ③「共済制度とリスク

方法」—本会調査企画部 佐倉 保副部長等の講演・講習が行われた。その後、経営管理と危機管理をテーマにした分科会に別れ、

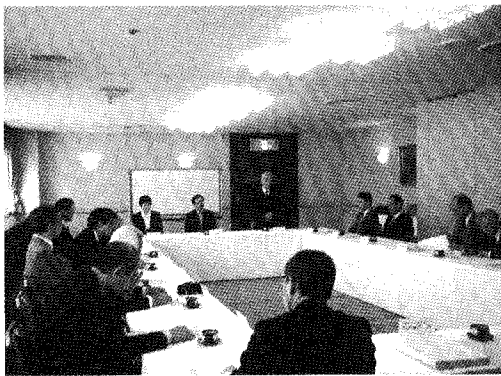
各々講演が展開された。更に終了後は、懇親会も開催され参加者相互の親睦と交流が深められた。

二日目は、厳しい雇用情勢を睨んで「中小企業向け雇用安定・促進支援策について—各種助成金・奨励金等について—」千葉県中小企業労働施策アドバイザー(社会保険労務士) 石渡敏行氏と世代交代をテーマに「経営者のためのリタイアメントプラン—スムーズな事業承継のために—」千葉エフピー協理士 鳥飼三津男氏による講演が行われ、盛会のうちに終了した。

# 「労働問題懇談会」開催

三月十四日(木)、ホテルニユーツカモトにおいて「労働問題懇談会」を開催した。

開会挨拶の後、日本賃金研究センター主任アドバイザー 藤出征夫氏による、「企業経営における人材活用」についての講演が行われた。続いて本会より、平成十三年度中小企業労働事情実態調査報告書の説明をし、引き続き、「業界及び中小企業における人材活用について」懇談が行なわれ、参加者による業界の労働事情についての意見等が出された。



# 「正副会長会議」開催

三月十四日(木)千葉市内の正木屋において、正副会長会議が開催された。

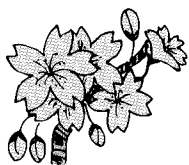
会議では、第三回理事会に上程される議案について審議され、可決承認された。

なお、本会の通常総会は五月二十七日(月)を予定している。

平成十三年度

## 第三回理事会開催

本会は、三月二十六日(火)、ホテルポルトプラザでは会議室において、第三回理事会を開催した。理事会では、議案として、(一)総会付議事項、(二)諸規程の一部改正について、(三)その他が上程され、慎重な審議の結果、可決承認された。



計します。

- ③家族であっても、夫婦、親子それぞれの名義であれば、別々の預金者として扱われます。また、マンション管理組合など複数の人が集まって作った団体は、規約等の確認による法人と同視しうる場合は、団体が1預金者として認められますが、それ以外の場合は、その団体を構成する個人の共有預金とされて各人の他の預金と名寄せされます。
- ④同一預金者であるかどうかは実質的に判断されます。例えば、「A商事青森支店」と「A商事弘前支店」という名義の預金は、「A商事」という預金者の元に名寄せされます。
- ⑤名寄せは、預金保険機構が行

いますが、金融機関は預金保険機構が名寄せを行うために、平時から預金者に関するデータを整備しておくことが、義務づけられています。

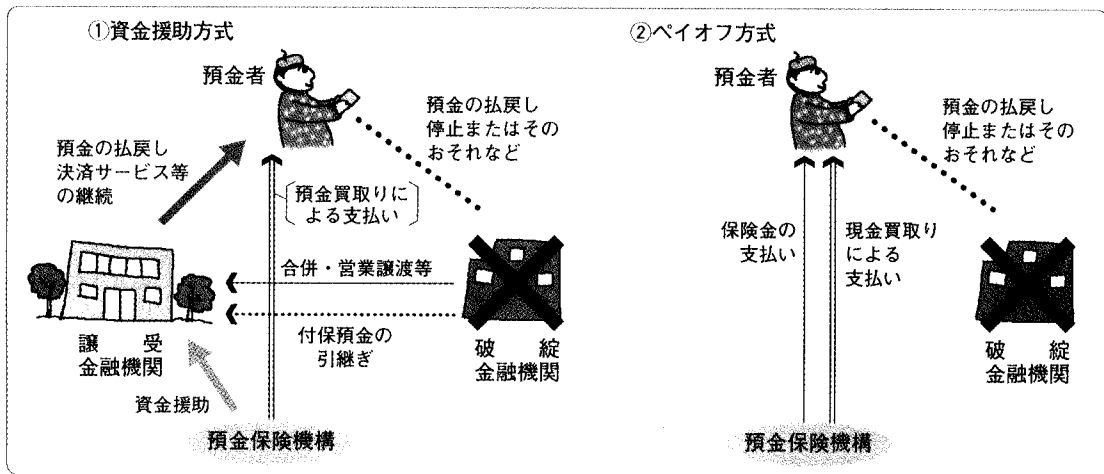
**Q 5** 新たな預金保険制度の下での、預金者保護の流れを教えてください。

**A** 様々な仕組みを通じて、破綻金融機関の預金等が譲受金融機関へ引き継がれる努力がなされます。預金保険機構による預金者保護には、次の2つの仕組みがあります。

- ①**資金援助方式**：合併・営業譲渡等を行う譲受金融機関に対して、その合併等が容易になるように預金保険機構が資金の援助を行う方式。
- ②**ペイオフ方式**：預金者に対し

て、預金保険機構が直接保険金を支払う方式。

※平成11年12月の金融審議会の答申では、破綻に伴う混乱を最小限に止めるため、資金援助方式の摘要を優先し、ペイオフ方式の発動をできるだけ回避すべきであるとの方針が示され、これを踏まえ法改正がなされました。資金援助方式では、破綻金融機関が持っていた金融機能が、付保預金と一緒に、譲受金融機関に引き継がれます。したがって、預金者が破綻金融機関から受けていた預金の支払・受入、貸付、決済サービスなどは、引き続き譲受金融機関から提供されることになるのです。



◎このように平成14年3月末までは、預金全額が保護されましたが、それ以降は預金者の自己責任が求められます。今後は、預金者の自己責任が求められる環境に備え、日頃から金融商品や金融機関の経営状態などに目を配る必要があります。

ペイオフについての問合せ先

■ 金融庁総務企画局 信用課 信用機構室

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1  
TEL (03) 3506-6000  
<http://www.fsa.go.jp/>

■ 預金保険機構

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビルディング内  
TEL (03) 3212-6029  
<http://www.dic.go.jp/>

～ 預金保険制度 Q & A ～

# ペイオフの概要

## 自己責任の時代へ！ 四月よりペイオフ開始

金融機関が破綻した際に預金保険機構による定期預金などの払い戻し保証を元本1,000万円とその利息までに限定するペイオフについての概要を紹介します。組合の預金管理等の参考にしてください！

**Q1** 万が一金融機関が破綻したら、預金はどのようなのですか？

保険制度で守られており、平成14年3月末までは全ての預金等が全額保護されました。

4月1日以降は下記のとおりとなっております。

**A** 万一の場合でも、預金は預金

時期によって変わる保護の範囲

		～平成14年3月末	平成14年4月 ～平成15年3月末	平成15年4月～
預金保険の 対象預金等 (対保預金)	決 済 性 預 金 (当座預金、普通預金、別段預金)	全 額 保 護	元本1,000万円までとその利息を保護	
	決 済 性 預 金 以 外 の 預 金 等			
預金保険の対象外の預金等			預金保険の対象外	

**Q2** 元本1,000万円を超える部分とその利息は、どうなるのですか？

**A** 平成14年4月以降に金融機関が破綻した場合、元本1,000万円を超える部分とその利息については、預金保険機構が買取りを行うことができます(ただし、預金が担保の目的になっているものは除きます)。その場合の買取り金額は、元本1,000万円を超える部分とその利息に対して概算払い率を乗じた金額になります。概算払い率は、破綻金融機関について破産手続きが行われた場合に、弁済が見込まれる額(清算見込額)を考慮して決定されます。

**Q3** 保護の対象となる金融機関について教えてください。

**A** 国内に本店のある預金取扱金融機関が対象です。  
銀行(都市銀行、地方銀行、第二地銀協加盟銀行、信託銀行、長期信用銀行等)、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会

**Q4** 保護の対象となる預金の種類を教えてください。

**A** 平成14年4月以降は基本的に付保預金が保護の対象です。

■具体的な付保預金

当座預金、普通預金、別段預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、掛金、定期預金、定期積金、金融債、元本補て

ん契約のある金銭信託(ビッグなど貸付信託を含む)、上記の預金等を用いた積立・財形商品)

■名寄せ

預金保険は、名寄せされた預金に適用されます。名寄せによって、1預金者の預金の合計金額が特定されます。なお、法人も1預金者として扱われます。

※具体的な名寄せ方法

- ① 1預金者が普通預金や定期預金など複数の預金をしている場合は、各種預金の金額を合計します。
- ② 1預金者が1金融機関の複数の支店に分けて預金していた場合、全ての支店の預金を合

## 中小企業退職金共済制度の改正について

確定給付企業年金法が成立し、適格退職年金契約から中小企業退職金共済契約へ移行させることができようになり、平成14年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、中小企業退職金共済制度の一部が平成14年4月1日より次のように改正されました。

### 1. 適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度へ移行ができます。

(14年4月1日以降) 移行する事業所	現行 (一般の新規加入事業所は現行どおり)
<p><b>掛金助成について</b></p> <p>適格退職年金制度から中退共済制度に移行する事業主は対象にはなりません。</p> <p><u>※掛金月額増額は助成の対象になります。</u></p>	<p>新しく中退共済制度に加入する事業主に掛金の1/2 (上限5,000円) を1年間、国が助成します。</p>
<p><b>過去勤務期間の通算について</b></p> <p>適格退職年金制度から中退共済制度に移行した事業主の被共済者については、過去勤務期間の通算はできません。</p>	<p>中退共済制度に事業主が新規に加入する際、すでに1年以上勤務している従業員について、加入前の勤務期間を通算することができます。</p>
<p><b>加入の手続き</b></p> <p>申込みは、引継用加入申込書 (金融機関での掛金預金口座振替設定後の預金口座振替届出書含む)、引渡申出書及び適格退職年金契約を締結していたこと等の証明書を直接中退共本部へ送付していただきます。</p>	<p>加入申込みは、所定の新規申込書に記入、押印して、金融機関または委託事業主団体の窓口へ提出していただきます。</p>

### 2. 中退共済制度の加入企業が中小企業者でなくなった場合の取扱い

14年4月1日から	14年3月31日まで
<p>加入従業員に解約手当金を支給せず、一定の要件のもとで、解約手当金に相当する額の範囲内の額を、確定給付企業年金制度または特定退職金共済制度に移行させることができます。</p>	<p>加入従業員に解約手当金を支給せず、一定の要件のもとで、解約手当金に相当する額の範囲内の額を、適格退職年金制度または特定退職金共済制度に移行させることができます。</p>

## 平成13年度に設立された組合一覧

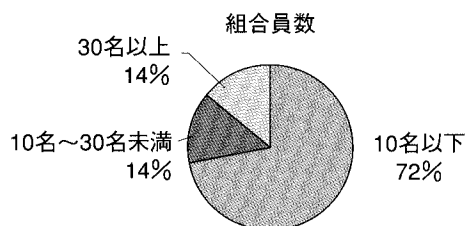
平成13年度に設立された組合は（3月25日現在）以下の14組合となりました。本誌では、その紹介として概要と組合員数・出資金の傾向について掲載します。

### (1) 平成13年度に設立された組合の概要

名称	代表者	所在地	業種	組合員数	出資金 (万円)	認可日
松戸オフィスサプライ協	阿久津 征雄	松戸市	小売	7	140	4/4
協)ショッピングタウン・アインス	越後 慶次	木更津市	小売・サービス	31	175	5/1
印旛建設協	星 弘光	印旛村	建設	19	190	5/1
千葉再生砕石事業協	漢那 清松	市原市	製造	9	180	〃
企)コミュニティフォーラム	中村 正明	佐倉市	—	7	405	5/23
酒々井リサイクル事業協	荒野 誠司	酒々井町	卸売・サービス	7	140	7/24
浦安総合施設管理事業協	渡辺 清昭	浦安市	建設	37	370	7/30
千葉理容・美容協	早瀬 トシ子	千葉市	サービス	8	100	7/30
千葉電気製品等再資源化事業協	組田 幸彦	〃	〃	5	100	8/7
東葉建設協	角田 次朗	船橋市	建設	6	300	11/30
千葉商友会事業協	鈴木 正	千葉市	異業種	8	100	12/21
船橋市防災設備協	竹森 久男	船橋市	建設	7	140	1/18
浦安市資源事業協	小林 勝利	浦安市	卸売	11	200	2/6
企)アドベンチャーパッケージングネットワーク	滝川 望	市原市	—	9	135	3/12

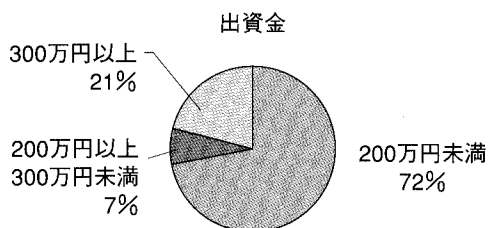
### (2) 組合員数

設立された14組合のうち、組合員数が10名以下の組合は10組合（72%）、10名以上30名未満が2組合（14%）、30名以上も2組合（14%）となっている。特に組合員数の少ない組合の設立が目立つ。



### (3) 出資金

設立された14組合のうち、200万円未満が10組合（72%）、300万円以上が3組合（21%）、200万円以上300万円未満が1組合（7%）の順となっている。



# 全国の組合紹介

本誌に掲載する組合は、中小企業地域組合情報を基に要約したものです。

## ○白色廃塗料を再利用化へ！

柏市工業団地協同組合（千葉県）

同組合（遠藤其介理事長）は千葉県などの支援を得て、白色廃塗料のリサイクルに乗り出した。吹き付け塗装で出る廃塗料から、白色のもとである酸化チタンを取り出す技術を開発した。合成すると硬度が高くなる酸化チタンの性質を生かし、コーティング材などへの再利用の道を模索する。

照明器具などの生産でエアガンで吹き付け塗装する場合、一般的に製品に付着する塗料は使用量全体の三〇〜四〇％にとどまり、残り六〇〜七〇％は飛び散る。飛散した塗料は水を張った「塗料槽（かす）池」に集められ、産業廃棄物として処理されている。

新しい技術では、まず塗料槽池に集められた廃塗料のかたまりを酸素を与えず七氏六〇〇度以上で加熱。廃塗料に含まれる水分や樹脂などを蒸発させるとともに、残りの成分を炭にする。これを電気炉を使いさらに七氏六〇〇度で三時間焼き、粉碎すると炭素部分だけ、酸化チタンだけが取り出せるという。

取り出した酸化チタンは工業原料として使用可能な日本工業規格の基準を満たしているもの、ケイ素や鉄分などが残るため、再度塗料に用いるとクリーム色になる。

## ○NPOギフサポートカード発売

協同組合エヌシーリンク（岐阜県）  
岐阜市と近郊の商店などでつくる協

同組合エヌシーリンク（渡辺幸彦理事長）は「NPOギフサポートカード」を発売した。カード利用者が同組合加盟店（一五〇〇店）で一回払いで同カードを利用すると、利用額の二％を提携先のNPO（非常利活動組織）法人に寄付するシステム。寄付金は同組合が負担し、カード利用者の負担はない。

同組合では、資金面からのNPO法人の活動を支援しボランティアカードとして利用者拡大を図る。今回はNPO法人「介護支援ネットワーク協議会ぎふ」と提携した。NPO法人が同カードによる支援を受けるためには同組合との提携が必要。また、カード利用者はカードの申込みの際に、寄付をする提携先NPO法人を指定することができる。指定しない場合には、県のNPO基金へ寄付される。

## ○柿の皮でお菓子も

天竜産業企業組合（長野県）

高森町の天竜産業（谷本）など、長野県内外の食品関連企業三社と長野県食品工業試験場でつくる研究グループが、市田柿を干し柿に加工する時に大量に出る皮の有効活用を研究、乾燥し粉末化することで、菓子など加工食品の原料に利用できる可能性が出てきた。風味を生かしてクッキーやアイスクリームなどに生かすアイデアがあがっており、「幅広く使えそうで面白い食品になると思う」と期待が高まっている。

天竜産業は造園工事や特産品販売などを手がける企業組合。市田柿は事業から仕入れて干し柿に加工し、出荷し

ている。年間約二三トを仕入れているが、三分の一くらいにあたる約七トは皮で捨てている。

柿は実だけでなく皮にも体に良い成分を含むため、もったいないと考え、国の補助を得て二〇〇九年九月から利用方法を研究してきた。試験場と各社から6人が集まり、粉末の細かさや乾燥時間を変化させるなどして実験。昨年春に「食品の原料として十分に耐える」との結論が出た。

粉末は、きな粉に似た印象で、柿のオレンジ色を保っている。そのまま食べてみると、渋みは無く甘い。糖度は十八度もある。利用方法についてはさらに検討を重ね、今年春に結果をまとめる予定。

## ○Wカップ記念グッズ発売

企業組合ウッドトレイ（大分県）

大分県の上津江村が施設を造り、村内の林家などが運営する企業組合ウッドトレイ（井上伸史理事長）は村と協力して開発した、サッカーのワールドカップ記念グッズ「ウッドボール」の本格販売に乗り出す。ウッドボールは、杉の間伐材を利用。五角形と六角形の薄板三十二枚を接着するなどして作るサッカーボール形の置物。キット（組み立て）と組み上げ（完成）品がある。大小の2タイプのサイズがあり直径二・五センチの「大」がキット一五〇〇円、組み上げ品一九〇〇円、直径十センチの「小」がキット一〇〇〇円、組み上げ品一四〇〇円。既に村内の駅などで販売している。小さな村で開発された記念グッズという事でワールドカップを共同開催する韓国のマスコミも注目。テレビ局がワールドカップ

特集番組の取材に訪れた。同組合は「カメルーンがキャンプをすることに なった中津江村の鯉生スポーツセンターでも販売できるようにしたい。サインボール用としても適していると思う」と話している。

## ○商店街コンビニ

西新道錦会商店街振興組合（京都府）

西新道錦会（商振）は、各店の商品を空き店舗に集めて夜間でも買い物ができる「商店街コンビニ」の開設準備を進めている。

午後七時から八時には閉める店舗が多い商店街では、これまで夜間は買い物ができなかった。だが、同商店街青年部が中心となってアイデアを出した「商店街コンビニ」計画では各店の食料品、雑貨、衣料、電器製品などを空き店舗に集めて販売、組合員が順番で店番することで夜間の買い物が可能になる。

商店街コンビニ候補の空き店舗は約二五平方メートル。午前十時から午後十時まで年中無休で営業する予定。肉は精肉店、野菜は青果店、豆腐としらたきは豆腐店と各店舗の商品をまとめた「すき焼きセット」、各店の総菜を詰め合わせた「商店街弁当」などのユニークな共同製品の販売や、店舗ごとに設置したパソコンを活用したインターネット受注・配達なども予定している。

すでに約三〇店舗が商品搬入を希望しており、「個々の店舗が営業時間を延長するのは難しい。一カ所に集積することで買い物客とのコミュニケーションの場所ともなり、夜間の客層を開拓できる」と期待を寄せている。

二月 県内の中小企業動向

【製造業】

■木材業 (木更津)  
輸入木材の取扱いは、一月に実績がなく、二月に予定以上に取扱いがあつた為、増加となつた。

■生コンクリート製品製造業 (県内全域)  
一月は休日が多く、前月比では例年通り減少。今年度上半期は極めて低調だったが、二月に入り前年比で持ち直している。但し、平成十三年四月より平成十四年一月累計では前年比九五・六%と低調に推移。

■生コンクリート製品製造業 (松戸)  
二〇〇一年度の全国の生コン出荷

は前年度比六・五%減の一三九百万㎡程度とオイルショック後の七五年度水準にとどまる公算が高い。来年度は一三〇百万㎡前後と今年度見込みに比べて約一千万㎡減少する可能性が見込まれる。

■印刷業 (千葉)

前月比の売上は季節要因により好転。しかし、前月の一月の売上が落ち込んだ為、二月末で倒産が二件でた。

■電気めつき業 (県内全域)

景況は益々悪化しており、資金繰り悪化の企業もでてきている。

■機械金属製造他異業種団地 (流山)  
本年度は廃業・合併・倒産と組合員数も当初二五社が二〇社となつてしまひ、製造業を取巻く環境は一層

の厳しさを増している。

■鉄工業 (千葉)

企業規模・内容に関係なく業務量が縮小したまま推移している。組合員の中で売上減・焦付債権発生が重なり、資金繰りに支障を来して調整したところもある。

■パン製造業 (県内全域)

大手製パン会社の安売りが続いております、中小企業製パン業にダメージを与えている。

■木材業 (県内全域)

持ち家・木造の落込みがひどく需要の先行き感期待できないものになってきている。収益性を度外視して品物を動かしている状況で、製品もスポット買いが目立つ。

【非製造業】

■小売業 (柏)

販売価格の低下が続いている。耐久商品、高額商品は、一部のセーリングを除いて売れていない。

■中古自動車販売業 (県内全域)

直販動向では手応えが後退気味であり、決め手不足。(中心車種の不足)ここ当分は厳しい状況が続く。

■小売業 (東金)

新入学品の動きが鈍い。依然、価格の低下が続いている。

■小売・サービス業 (津田沼)

飲食店が2店舗閉店した。また、船橋信用金庫の倒産で組合員二社の存続が危ぶまれている状況である。

■その他の小売業 (勝浦)

勝浦市において、昨年度より実施したビックひな祭りは二年目を迎える。宣伝も増し昨年より来客数が増えている。

■建設揚重業 (県内全域)

作業量はまずまずであるが、低価格・指値方式が増えて、対応に苦心している。組合員の中で三月末日に会社のコスト削減運動の一環として退会の申入れがきている。

■個人教授業 (千葉市・他)

例年二月は受験生の合格発表に伴い早々に退塾してしまう為、収益は減少となつてしまう。

■電気製品小売業 (県内全域)

メーカーの大幅リストラにより販売会社の担当セールスマンの来社頻度が極端に少なく、情報の入手等に大きな影響を受けている。

■自動車解体業 (県内全域)

新車販売が前年同月比で六%減となり、その為全体の廃車発生は相当低レベルになっているが、新車の中でも小型車が健闘しており、下取りに占める解体車の比率は上がっている模様。

■貨物運送業 (県内全域)

全般に悪化しており、事業の休止・廃止が多くなつてきている。

■ソフトウェア業 (千葉市・他)

先行き不透明である。三月決算期を向え赤字計上を避ける為、努力しているが、厳しい状況である。

■建設業 (県内全域)

県市町村の土木工事業の発注において減少傾向にある。県内土木建設業については毎月倒産が出ている。

■建設業 (市原)

年度末の為残予算の工事で工事量・金額とも減少。年度末にかけて脱退の届出が続出。年度当初の会員数より年度末で五、七社位の減になる見込み。

■2月の業界の景況 (前年同月比)

業種	指数	前年同月比			
		売上高	収益状況	設備稼働度 (製造業)	雇用人員 (非製造業)
食料品製造業		➡	↘	↘	↘
その他製造業		↘	↘	↘	↘
卸売業		↘	↘		➡
小売業		↘	↘		➡
商店街		↘	↘		➡
サービス業		➡	↘		➡
建設業		➡	↘		↘
運輸業		↘	↘		↘

D・I値 (ポイント)

増加+30	不変	-30減少
↘	➡	↘



《中小企業情報提供 新番組のお知らせ》

**企業未来! チャレンジ21**

**4月の放送スケジュール**

- テレビ東京(12ch) 毎週土曜朝6:30~6:45
- 提供 中小企業庁 中小企業総合事業団 中小企業情報化促進協会
- 協力

・中小企業が直面している課題に積極的に取り組んでいる経営事例の紹介や中小企業者や創業を予定している方々に役立つ情報・施策がわかりやすく、親しみやすく紹介されます。

是非ご覧ください。 ◎メインキャスター：志垣太郎

放送日	*内容は都合により変更の場合もあります。
第1週	超音波技術に特化! 単一商品メーカーから多角化へ
6日	【ビジネス・ホット情報】 ・上手に利用! 中小企業施策

第2週	スクリー技術を活かし医療分野へ進出
13日	【ビジネス・ホット情報】 ・新規創業を支援! 中小企業大学校
第3週	先端技術に挑戦! メッキ企業がバイオベンチャーへ
20日	【ビジネス・ホット情報】 ・新たな資金調達手段! 売掛債権担保融資保証制度
第4週	STOP空洞化! 小さな企業のおおきな挑戦
27日	【ビジネス・ホット情報】 ・上手に使う! 中小企業税制

◇「二〇〇二年版中小企業組合必携」  
発行のご案内

「一組合にこの一冊  
管理運営の実務知識を網羅した決定版」  
二〇〇二年版中小企業組合必携  
一総務・会計・税務の実務—  
A五版/五二〇頁 定価四、七二五円(税込)  
全国中小企業団体中央会/全国協同出版(株)発行

【申込み・問合せ先】  
本会 総務部  
TEL 〇四三(二四二)三二七七  
FAX 〇四三(二四七)八四一〇

**労働保険の申告・納付について**  
千葉労働局

労働災害補償保険と雇用保険の「年度更新」の手続は、四月一日から五月二十日までです。お近くの銀行や郵便局などを通じてお早めに手続きされるようお願いいたします。ご不明な点は千葉労働局総務部労働保険徴収課(電話〇四三一二二一四三一七)までお願いします。

**「退職者」のお知らせ**

平成十四年三月三十一日付で左記の職員が退職いたしましたので、お知らせ致します。

- ◎石毛喜明(いしげよしあき) 役員付参事・連携支援部長
- ◎佐倉保(さくら たもつ) 調査企画部副部長

**本会の人事異動について**

本会は四月一日付けで、人事異動を実施しましたので、お知らせします。

- ▼人事異動(一)は、旧職名
- 参事 調査企画部 龜谷 正彦(参事 指導相談室長)
  - 参事 調査企画部 鈴木 慶夫(参事 調査企画部長 主任指導員)
  - 参事 指導相談室長 岩崎 照明(参事 指導相談室)
  - 参事 連携支援部長 藤原 誠(参事 連携支援部副部長)
  - 副参事 調査企画部副部長 船渡川 孝(副参事 松戸支所長)
  - 副参事 松戸支所長 主任指導員 浜野 幸男(主幹 産業振興部)
  - 主幹 連携支援部 池永 敏之(主幹 総務部)
  - 主幹 産業振興部 村井 精一(主幹 調査企画部)
  - 主事 連携支援部 海老根 博(主事 調査企画部)
  - 主事 指導相談室 福永 正昭(主事 連携支援部)
  - 主査 調査企画部 田中ちえ子(主事 調査企画部)
  - 主査 銚子支所 宮内 好江(主事 銚子支所)
  - 主事 総務部 木築 桂子(書記 総務部)
  - 主事 産業振興部 村 恵(書記 産業振興部)

**全国中小企業団体中央会 事務所移転のお知らせ**

全国中小企業団体中央会の事務所が左記住所に移転し、平成十四年三月十一日より新事務所において業務を開始しました。

▼新住所 千一〇四一〇〇三三 東京都中央区新川一丁目 二十六番十九号 全中・全味ビル

電話番号 〇三―三五二―△△△△ (下四桁は以下のとおり)

- 総務部 四九〇一
- 企画部 四九〇二
- 調査部・国際部 四九〇三
- 連携組織推進部 四九〇四
- 振興部 四九〇五
- 情報部 四九〇六
- 広報・研修部 四九〇七

**三月中央会の動き**

- 4日 指導情報整備委員会
- 6日 サービス業関係組合懇談会 雇用安定連絡会議
- 7、8日 組合役員等講習会
- 14日 正副会長会議
- 15日 労働問題懇談会
- 15日 青年部懇談会
- 26日 第三回理事会